インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は 『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

「発症した後5日を経過」とは発症翌日を1日目と数え、6日目に登校可能という意味です。 「解熱した後2日を経過」とは解熱翌日を1日目と数え、3日目に登校可能という意味です。 ※登校再開には両方の条件を満たしていることが必要です。

例) 発症後1日目に解熱した場合



例) 発症後2日目に解熱した場合



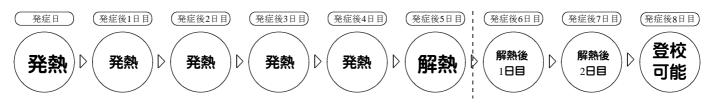
例) 発症後3日目に解熱した場合



例) 発症後4日目に解熱した場合



例) 発症後5日目に解熱した場合



その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されます。